

不当景品類及び不当表示防止法の改正に関する意見書

2013年（平成25年）3月22日

日本弁護士連合会

当連合会は、2011年8月18日付けで「不当景品類及び不当表示防止法の抜本的改正等に関する意見書」を公表し、合計6項目の改正項目と、これに伴う消費者庁表示対策課及び地方支局の体制強化等を求める意見を公表している。

上記意見書で述べた6項目の改正意見のうちでも、不当表示規制の執行力をより高めるために最も重要である「課徴金ないし経済的不利益賦課制度の導入」については、消費者庁に設置された「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」の中で議論され、同研究会の最終取りまとめ案の中で、その要否に関する見解が明らかにされる予定であるところ、同研究会事務局の作成した取りまとめ案の初稿においては、かかる不当表示に対する賦課金制度については、これを必要とする立法事実が存在しないと整理がなされ、その実現が危ぶまれる状況が認められる。

そこで、当連合会としては、上記意見書で述べた6項目の改正意見のうち、特に「課徴金ないし経済的不利益賦課制度の導入」に絞って再度の意見を申し述べることにより、同制度の導入を巡る上記研究会の取りまとめが適切な内容に収斂することを求めるべく、改めて要請するために本意見書を提出するものである。

なお、無論、当連合会は、上記意見書（2011年8月18日付け）の論旨を変更するものではなく、上記課徴金導入以外の改正点についても、引き続きその速やかな実現を強く求めるものである。

意見の趣旨

- 1 「不当景品類及び不当表示防止法」（以下「景表法」という。）につき、景表法上の不当表示があった場合には、一定の要件・基準により一律に徴収される課徴金制度（あるいは経済的不利益賦課制度）の導入を速やかに実現させるべきである。
- 2 不当表示規制の執行部門である消費者庁表示対策課が、上記課徴金制度の運営を有効かつ適切に行い得るように、同課の執行体制の強化と、公正取引委員会の地方支局の職員が消費者庁の職員の身分を兼ねるといった制度的工夫をし、消費者庁の執行力強化も併せて図られるべきである。

意見の理由

1 消費者被害の多くは、事業者と消費者間の情報量の格差と交渉力の格差を利用した事業者によって引き起こされるが、その端緒となるのは、事業者が新聞、折り込みチラシ、雑誌、テレビ、インターネット等を通じて行う広告の不当表示であることが多い。これらの広告により、不特定多数の消費者を誘引し、消費者側が自らアクセスして被害を受けるケースが非常に多い。そして、これらの被害は、事後的に救済することが難しい。

したがって、消費者の意思決定に大きな影響を与える広告に不当表示がないように表示規制を徹底することが必要であるが、一旦広告されてしまった不当表示につき、表示することによる利益を超えるペナルティを与えることにより、不当表示を抑制することが効果的である。

2 課徴金ないし経済的不利益賦課制度の導入の重要性

従来からの不当表示規制の手段として措置命令の制度が存在するところ、措置命令を受けた事業者は、それを放置した場合には、2年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科される。

しかし、措置命令は、不当表示を使用しないという差止めの命令であり、不当表示を行っていた期間に得た利得を奪うものではない。したがって、措置命令までに発生した消費者被害を救済することができないものであり、結局は不当表示を行った当該違反事業者が利得が温存される。これでは、違反事業者が不当表示の「やり得」を許す結果となり、将来的な不当表示の抑止に看過しがたい悪影響を及ぼすことが必至である。

よって、景表法の執行力を強化して将来的な不当表示を高度の実効性をもって抑止するためには、行政上の制裁である課徴金ないし経済的不利益等を賦課する制度を導入することが必要不可欠である。

3 不当表示規制担当部門及び消費者庁の執行力強化の必要性

消費者庁は、景表法への上記課徴金制度の導入に消極的との意向を明らかにしており、その理由として、従来からの経済的不利益による社会的制裁を伴わない措置命令のみによって違反事業者の自発的是正が実現できており、この導入を必要とする立法事実が存在しないと論じている。しかし、景表法の執行件数が公正取引委員会から消費者庁への移管後に減少している傾向は従来から指摘されているところであり、また、全国的な詐欺的消費者被害の蔓延は、詐欺的事業者による消費者取引被害の呼び水である不当表示規制が十全に機能していない実態をうかがわせる。むしろ消費者庁の一部に見られる消極論は、課徴金制度導入後の業

務範囲拡大に比して地方支局を含めた現在の執行体制の脆弱性への懸念に起因するものと想定している。

したがって、上記課徴金制度の導入に伴い、その円滑かつ有効な運営を確保するためには、不当表示規制担当部門である消費者庁表示対策課の体制強化と、公正取引委員会の地方支局の職員が消費者庁職員の身分を兼ねるといった制度的工夫をして消費者庁の執行力強化を図ることが是非とも必要である。

以 上